



## 不正軽油撲滅作戦の展開 －平成23年度の実績と成果について－

東京都では、悪質な脱税行為であるとともに大気汚染の元凶ともなっている不正軽油を撲滅するため、平成12年度より様々な取組を行っています。

このたび、平成23年度の実績と成果をまとめましたので、お知らせします。

### 1 都内ナンバー車両の混和検出率は3年連続で0.1%

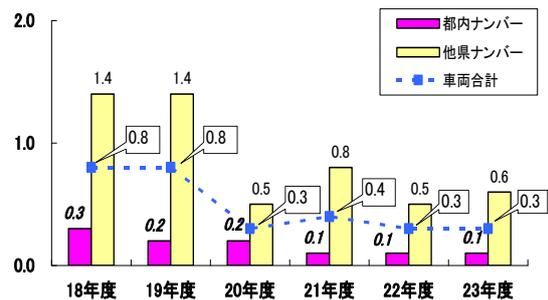
平成23年度に、路上や高速道路パーキングエリア、工事現場等において、車両・重機等から軽油を抜き取り、調査した結果、不正な軽油が混和されていた割合は、都内ナンバーの車両では0.1%と3年連続でこれまでで最低の水準となりました。

他県ナンバーの車両を含めた車両全体では0.3%、車両・重機全体でも0.3%となっており、これまでの撲滅作戦の成果が表れた結果となっています。

#### 【平成23年度混和検出率】

区分	採取調査本数	混和本数	混和検出率
車両	都内ナンバー	1,981本	1本 0.1%
	他県ナンバー	1,891本	11本 0.6%
車両合計	3,872本	12本 0.3%	
重機等	2,245本	8本 0.4%	
合計	6,117本	20本 0.3%	

【参考】車両の混和検出率推移（単位%）



### 2 不正軽油110番の活用と不正軽油撲滅PRの充実について

不正軽油の製造・販売に関して、都民の方々から情報をお寄せいただくために、「不正軽油110番（0120-231-793）」を設置しております。

平成23年度に不正軽油110番に寄せられた情報は計61件であり、不正軽油撲滅のための有効な情報源となっています。

また、10月の不正軽油撲滅強化月間を中心に、「不正軽油撲滅作戦」及び「不正軽油110番」を広く周知するため、ラジオCMやチラシ・PR用品を配布するなど、民間団体・庁内各局と連携して様々な取組を行いました。

### 3 課税処分等の実績

平成23年度に、地方税法の規定により、違法に不正軽油を販売したために行った通告処分は1件、同様に地方税法に基づく課税処分は4件（課税額等総額8,986千円）でした。

#### 【問い合わせ先】

主税局課税部課税指導課  
(直通) 03-5388-2958